

津市久居アルスプラザ友の会「Club アルス」会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は「Club アルス」とします。

(事務局)

第2条 本会の事務局は津市久居アルスプラザ内に置き、名称を「Club アルス事務局」(以下、「事務局」という。)とします。

(目的)

第3条 津市久居アルスプラザの指定管理者による自主公演等の事業を通じて、文化芸術に親しむ機会をより身近に提供することを目的とします。

(会員)

第4条 会員とは本規約を承認のうえ、事務局に入会を申し込み、事務局が入会を認め、会費を納めた方とします。

(会員期間・更新)

第5条 会員期間は事務局が入会を認めた日から、翌3月末日までとします。

会員期間の更新は、事務局があらかじめ通知する期日までに、会費を支払うことにより行います。その場合の会員期間は、翌3月末日までの1年間とします。

(会費)

第6条 入会金は無料です。会費は1,000円です。ただし、入会時期が10月1日以降の場合は会費を500円とします。

(会員証)

第7条 事務局は、会員に対し会員証を付与します。

(入会手続)

第8条 入会にあたって所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、津市久居アルスプラザ窓口、またはメール・FAXにて申込むものとします。また、会費は申込日から1週間以内に納入するものとします。なお、入会手続きは「会費納入後、会員証の発行をもって完了するものとします。

(会員特典)

第9条 会員は、次のサービスを事務局が指定する方法により受けることができます。

(1) チケット先行販売

事務局が指定する公演やイベントについては、公演チケットを一般発売に先がけて、優先的にご予約いただけます。なお、公演によっては購入枚数を制限する場合があります。

(2) チケット割引販売

事務局が指定する公演やイベントについては、公演チケットまたは参加費を割引価格でご購入いただけます。なお、公演によっては購入枚数を制限する場合があります。また、他の割引との併用はできません。

(3) インフォメーション・サービス

津市久居アルスプラザが発行する公演情報誌『アルスの風』を年4回、お手元にお届けします。

(4) チケット購入によるポイントの付与と還元

津市久居アルスプラザの指定管理者が主催する公演等のチケットを、津市久居アルスプラザ窓口で購入した場合に限り、チケット料金500円につき1ポイントが付与します。ポイントは次回以降のチケット購入時に、チケット料金の一部として還元できます。なお、ポイントの還元は50ポイントごとに500円分とし、端数は繰り越します。

(5) その他、会員を対象としたお得な特典をご用意いたします。

(届出事項の変更)

第10条 会員は、入会時に届出た事項に変更が生じた場合は事務局にご連絡ください。届出がないために、事務局からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合、異議を申し立てることができないものとします。また、その際に生じた不利益、損害について事務局は責任を負いません。

(会員証の紛失)

第11条 会員証を紛失された場合は事務局にご連絡ください。会員証の再発行手続きを行います。なお、会員証の再発行手数料として200円を徴収します。紛失時までの累計ポイントは引き継がれませんので、ご了承ください。

(会員資格の取消)

第12条 次の事項に該当した場合は会員資格を取消します。

- ① 虚偽その他不正な手段で会員になったと認められるとき
- ② 会員本人以外による使用が認められたとき
- ③ その他不適切な使用が認められるとき

(退会)

第13条 本規約第5条による更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会となります。また、第5条に掲げる会員期間中に退会を希望する場合は、事務局に退会の届出をしてください。なお、会員期間の途中であっても会費は返還いたしません。

退会后、会員証は会員の責任において破棄するものとします。破棄しない場合については、退会を受理した翌3月末日をもって失効となります。

(個人情報の取扱)

第14条 会員が登録した個人情報は、チケットやダイレクトメールの発送、津市久居アルスプラザで開催される事業等に関するお知らせを含む「Clubアルス」の運営目的のみに使用し、本会の会員規約ならびに個人情報保護法に従って厳正に管理し取扱います。

(規約の変更)

第15条 本規約の変更は事務局に一任願います。

附則

1. 本規約は、令和 2 年 3 月 1 日から施行します。
2. 本規約の一部を改定し、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
3. 令和 2 年 3 月から令和 3 年 3 月までに入会した場合の会員期間は、第 5 条の特例として令和 4 年の 3 月末日までとします。これに伴い、第 6 条の特例として、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに入会した場合の会費は、1,000 円とします。

事務局所在地

津市久居東鷹跡町 246 番地

津市久居アルスプラザ サービスセンター

TEL : 059-253-4161

FAX : 059-253-4171